発展途上の CCSBT メンバーに対する会合参加基金の設立に関する決議

(第29回委員会年次会合(2022年10月14日)において採択)

みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) は、

分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する 1982 年 12 月 10 日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定(国連公海漁業協定)第 25 条 3 項が、特に発展途上国との協力の形態及び漁業のデータ及び関連する情報の収集、報告、検証、交換及び分析、資源評価及び科学的調査に関する援助の必要性について規定していることを認識し、

第28回委員会年次会合が、発展途上メンバーの一部の科学者が科学会合に参加することができない場合があり、このことが当該メンバーによる科学への理解を妨げていることに留意した旨を*想起し*、

みなみまぐろの保存のための条約(条約)第8条3項(b)に基づき、以下 を*採択する*。

- 1. 発展途上国である CCSBT メンバーの科学者及び代表者が科学的作業 に関連する CCSBT 会合に参加及び/又は貢献することへの支援を目的として、特別に会合参加基金 (MPF) を設立する。
- 2. 条約第11条5項に基づき、MPFは、委員会又は科学委員会会合への 参加のための資金として利用してはならない。
- 3. MPF は、初期の割当として CCSBT の資金から 50,000 オーストラリアドルを配分することとし、その後はメンバーからの任意拠出金及び委員会が特定するその他の資金源によって賄うものとする。委員会は、第 29 回 CCSBT 年次会合において、将来的に MPF へ資金を充当するための手続きについて確認する。
- 4. MPF は、通常予算の取扱いと同様の財務管理により、CCSBT 事務局 長がこれを管理する。
- 5. CCSBT 事務局長は、毎年、MPF において利用可能な資金の水準をメンバーに通知するための手続きを設立するとともに、支援申請書を提出するためのスケジュールを提示し、及び申請様式について説明するものとする。
- 6. CCSBT事務局長は、委員会に対し、MPFの状況(MPFへの拠出及び 支出に関する財務諸表を含む)に関する年次報告書を提出するもの とする。

- 7. MPF は、一義的に、CCSBT の科学会合(作業部会を含む)への発展 途上国からの科学者及び代表者の参加を支援するために利用される。この支援は、エコノミークラスの航空運賃、その他の交通費、宿泊 費及び食卓料に限定される。宿泊費及び食卓料にかかる支払いは、国際連合が定める日当を超えてはならない。申請者は、上記5に基づき設立されるプロセスに従い、関係する科学的補助機関の議長、CCSBT事務局長及びCCSBT科学委員会議長を含むパネルにより選定される。また、パネルが決定を行なう際は、MPF の規模及び費用対効果の必要性を考慮しなければならない。また、申請の検討には、代替的な支援の手段が利用可能でないかどうかの評価が含まれなければならない。ある一つの CCSBT 科学会合に対し、ある一つのメンバーから2名を超える有資格者の参加を支援することはできない。
- 8. 申請者は、CCSBT 科学会合への科学者の派遣を希望する発展途上メンバーに対して代替的な資金の調達手段が利用可能となっていることに留意すべきである。例えば、国連公海漁業協定第七部において、同協定の規定(地域漁業管理機関による作業への参加を含む)を実施するために国連公海漁業協定の加盟国である発展途上メンバーを援助するための基金が設立されている。当該基金は、これの対象に該当する CCSBT メンバーに対しては、委員会及び補助期間の会合への参加、又は国連公海漁業協定に基づく義務を履行するために必要な訓練及び能力開発として CCSBT 会合に参加するための代替的な資金源となり得る。